

平成25年3月21日

医師年金 東日本大震災に関わる特別措置の終了について

社団法人 日本医師会

東日本大震災被災者の皆さまに、改めて心よりお見舞い申し上げます。

標題に関しまして平成23年3月から時限的に実施して参りました下記の特別措置を、被災地の皆さまのご利用状況を踏まえ、平成25年3月末日をもって終了させていただきますので、お知らせいたします。

記

医師年金 東日本大震災に関わる特別措置

1. 震災復興年金（加入者）

医師年金では、65歳からの養老年金受給前でも、傷病や育英などの理由に限り、年金を継続しながら、加入者の資金需要に応じて、「傷病年金」や「育英年金」が受給できる制度があります。今回その規定を準用して、以下のとおり、「震災復興年金」制度を設けます。

- ① 対象：対象者のうち、加入者（年金の掛金をお支払い中の方等）で、当座の生活費や建物改修費用等、復興資金を必要とされる方（資金使途を証明する書類の提出は不要とします）。
- ② 年金月額：加入者をご自分の年金原資の範囲内で受取総額を決定し、下記給付期間に応じて月額が計算されます。
- ③ 給付期間：2、3、4、5年間から選択できます。

なお、本年金での受給分は、将来の養老年金額より控除されます。

2. 諸手続の簡略化（加入者・受給者）

年金の手続き上、本来は提出が必要な書類の省略・簡略化を行います。

一例として、

○年金受給権者届

通常：保証期間終了後の年金受給者は、年金受給継続の条件として、毎年市役所等公的機関の公印による証明の上、本届の提出が必要

特別措置：状況に応じて、①公印の省略②本人あるいは関係者（地区医師会等）からの情報で生存確認、ができれば、本届の提出省略可とする、等。

その他の手続きにおいても、印鑑証明書の省略等、対象者の負担軽減を図ります。

以上